

大和市行政文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第8号

大和市行政文書管理規則の一部を改正する規則

大和市行政文書管理規則（平成13年大和市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

別表30年の項行政文書の類型の欄中「不服申立てに対する裁決又は決定その他の処分を行うための」を「審査請求に係る審理手続又は裁決に関する文書その他の審査請求に関する」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。